

報告第5号

継続費の精算報告について

令和6年度埼玉県和光市水道事業会計において、別紙のとおり継続費の精算をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により報告する。

令和7年8月26日提出

和光市長 柴崎 光子